

# 誰もが活躍できる社会実現プロジェクト

～ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた指定都市の提言～

平成28年11月24日

## 目 次

---

P 1 「誰もが活躍できる社会実現プロジェクト」スケジュール

P 2 提言のイメージ

P 3～ 提言項目

## 「誰もが活躍できる社会実現プロジェクト」スケジュール

|        |                                                           |
|--------|-----------------------------------------------------------|
| 5月31日  | 第1回 プロジェクト会議（指定都市市長会議in名古屋）                               |
| 7月19日  | 第2回 プロジェクト会議（第41回指定都市市長会議）                                |
| 8月～11月 | 提言案作成<br>・プロジェクト参加市との調整 9/30、10/21 連絡会 など<br>・指定都市20市への照会 |



|        |                            |
|--------|----------------------------|
| 11月24日 | 第3回 プロジェクト会議（第42回指定都市市長会議） |
|--------|----------------------------|



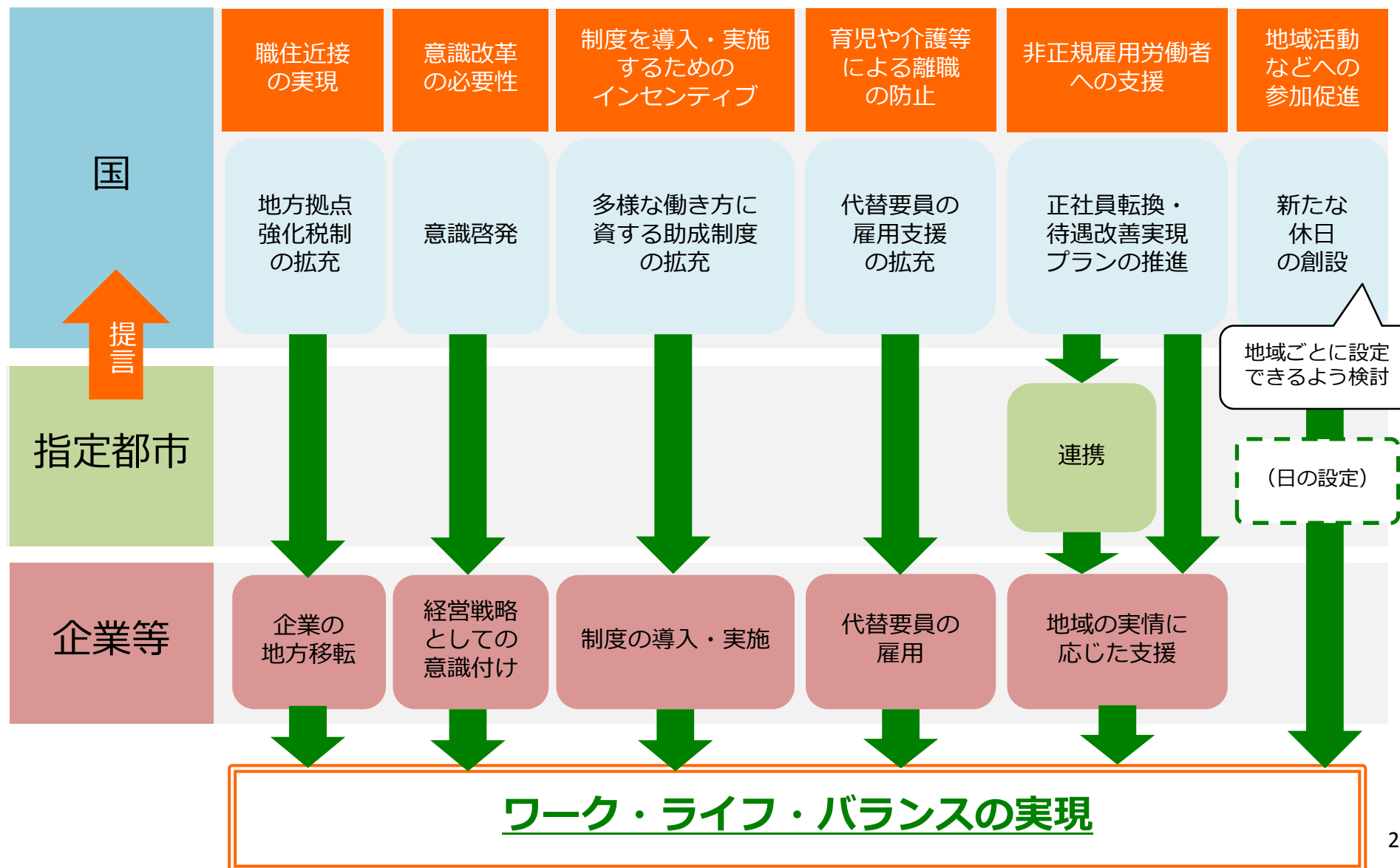
|        |       |
|--------|-------|
| 12月～1月 | 国への提言 |
|--------|-------|

（予定）



|        |                     |
|--------|---------------------|
| 29年 5月 | 指定都市サミット（広島市） ※活動報告 |
|--------|---------------------|

## 提言全体のイメージ



## 提言 1 職住近接のさらなる実現のための企業の地方移転促進

東京などにおいて、地価の下落などに伴い、都心回帰が進んでいるが、その他の都市では、住宅環境や通勤環境は比較的良好であるものの、雇用の機会が十分でない。

### 提言

職住近接という特性をさらに活かした「ワーク・ライフ・バランス」を実現するためにも、地方拠点強化税制について、適用対象の拡大や措置内容の充実により現行の支援制度を拡充するなど、企業にとって活用しやすいものとし、企業の地方移転を促進すること。



三大都市圏の既成市街地等についても優遇措置の対象に

措置内容を充実

など

各圏域における経済活動などの中心的存在として機能している指定都市への企業移転を促進

内閣府・経済産業省・厚生労働省  
パンフレット

- ・ 職住近接の実現。
- ・ 圏域の他市町村への好影響も期待される。

## 提言 2 企業に関する取組の促進

### (1) 意識啓発

中小企業では、資金的、人力的な制約から「ワーク・ライフ・バランス」に取り組むことが難しいと考えている企業が多いが「ワーク・ライフ・バランス」は、生産性の向上につながる企業の経営戦略の一つである。

#### 提言

「ワーク・ライフ・バランス」に関する意識啓発を社会全体、特に中小企業に対して進めること。

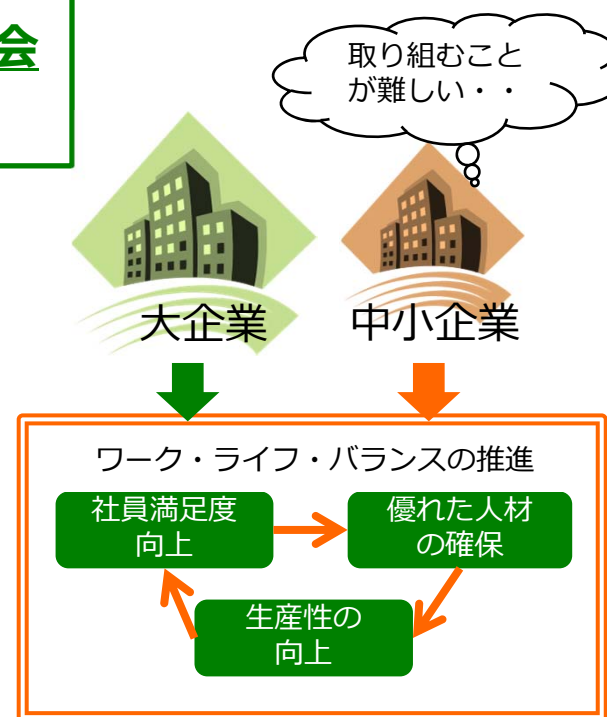
#### 【ワーク・ライフ・バランスの推進による効果の例】

##### <企業への効果>

- 優れた人材を確保できる。
- 長時間労働を是正し経費の削減ができる。
- 業務効率が向上し生産性が高まる。
- 社員のメンタル不全や事故などのリスクが軽減する。

##### <働く人への効果>

- 家庭の安定や私生活の充実により働く意欲や仕事への集中力が高まる。
- 仕事を時間を濃縮していく過程で段取り上手になる。
- 職場以外の人々と接し多様な経験をすることで視野が広がり柔軟性が高まりコミュニケーション能力等も向上する。



## (2) 多様な働き方に資する助成制度の拡充

特に中小企業では、制度の周知が十分でないこと、財源や人員の確保が難しいことから、多様な働き方に資する制度の導入に踏み出しにくいという現状がある。

### 提言

多様な働き方に資する制度を導入・実施するためのインセンティブとなるような助成制度を拡充すること。また、制度をわかりやすく周知するとともに、利用しやすい相談支援・受付体制を整備すること。

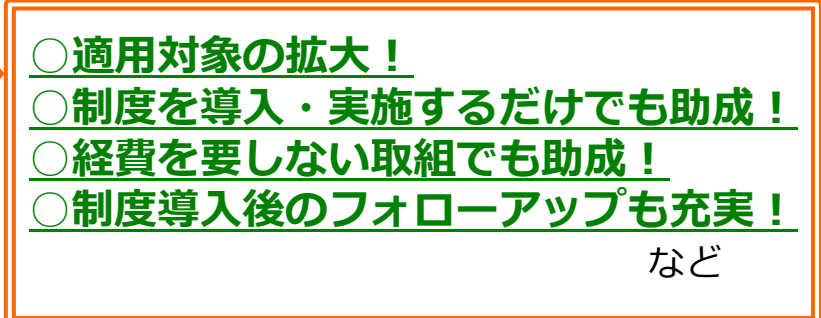
#### 【現行の制度（例）】

##### 「職場意識改善助成金」（厚生労働省）

労働時間等の設定の改善等のため、経費を伴う取組を実施し、設定した成果目標の達成状況により事業主へ助成金を支給する。

（目標達成状況に応じた補助率。上限あり。）

- ・ 職場意識改善コース
- ・ 所定労働時間短縮コース
- ・ 時間外労働上限設定コース
- ・ テレワークコース

- 
- 
- 適用対象の拡大！
  - 制度を導入・実施するだけでも助成！
  - 経費を要しない取組でも助成！
  - 制度導入後のフォローアップも充実！

など

- 
- ・ 企業へ制度をわかりやすく周知
  - ・ 相談支援、受付体制を整備

### (3) 代替要員の雇用支援

従業員が育児や介護等により休業することについて、特に中小企業ではその影響が大きく、代替要員の確保も容易ではない。

#### 提言

育児や介護等による離職者を増やさないため、代替要員を雇用する費用に関する助成制度などを拡充すること。

#### 【現行の制度（例）】

「中小企業両立支援助成金（代替要員確保コース）」  
（厚生労働省）

育児休業取得者の代替要員を確保するとともに、育児休業取得者を原職復帰させた事業主に対して助成。

- ・ 1人あたり50万円、1年度の上限10人 など

○ 助成金額の引上げ！  
○ 助成上限人数・上限回数の緩和！

など

「介護離職防止支援助成金」（厚生労働省）

仕事と介護の両立支援のための職場環境整備、実際に介護に直面した労働者の介護支援プランの作成・導入、介護支援プランに沿って介護休業を取得・職場復帰させた場合及び仕事と介護の両立のための制度を利用させた場合など、要件を満たした事業主に対して助成。

- ・ 介護休業 大企業40万円、中小企業60万円
- ・ 介護制度 大企業20万円、中小企業30万円

いずれも 1事業主2回まで  
(無期雇用者、期間雇用者各1回)

### 提言3 「正社員転換・待遇改善プラン」の推進

国が策定した「正社員転換・待遇改善実現プラン」では、主な目標として、若年層の不本意非正規雇用労働者の割合を現状から半減することや非正規雇用労働者の待遇改善等を掲げている。

#### 提言

「正社員転換・待遇改善実現プラン」の推進にあたっては、各道府県労働局が、圏域の中で企業が集積し、若年層の就労支援事業に積極的に取り組んでいる指定都市などと連携し、地域の実情に応じた支援・補助メニューを創設するなど、確実に推進していくこと。



道府県労働局



連 携



指定都市など

- ・企業が集積
- ・就労支援事業に積極的

支援



企業

「正社員転換・待遇改善実現プラン」  
を基に策定した「地域プラン」

各道府県の実情に応じた非正規雇用労働者の正社員転換や待遇改善のための様々な取組を策定。

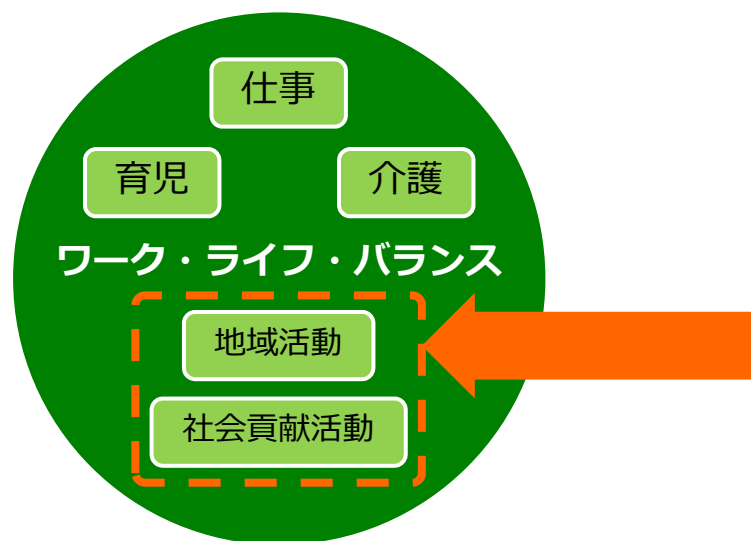
地域の実情に応じた  
支援・補助メニュー

## 提言 4 社会参加の促進

「ワーク・ライフ・バランス」の実現のためには、仕事と育児や介護等との両立だけでなく、地域活動などに積極的に参画することにより、誰もが生きがいと充実感を持って、心豊かな人生を送ることができるという考え方を持つことが重要である。

### 提言

国民の祝日に関する法律などにより、新たな休日を設ける。  
新たな休日の設定にあたっては、伝統行事やイベント等、各地域での地域活動や社会貢献活動の活性化につながる適切な日を地域ごとに設定できるよう併せて検討すること。



### 【新たな休日】

- ・「ワーク・ライフ・バランス」について、国民全体での意識を醸成する。
- ・各地域での地域活動や社会貢献活動の活性化につながる適切な日を地域ごとに設定する。

誰もが生きがいを持って、心豊かな人生を送ることができるという考え方を持つことが重要。